

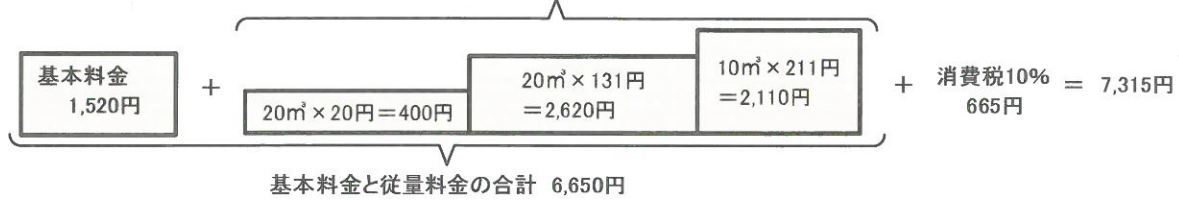


水道料金および下水道使用料の計算のしかた

豊中市の水道および下水道は、豊中市水道事業給水条例および豊中市下水道条例に基づいてご使用いただいております。

水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税(地方消費税含む)を加えた額(1円未満は切り捨て)です。基本料金は水道メーターごとに固定でかかるもので、従量料金は使用した水量に応じてかかるものです。

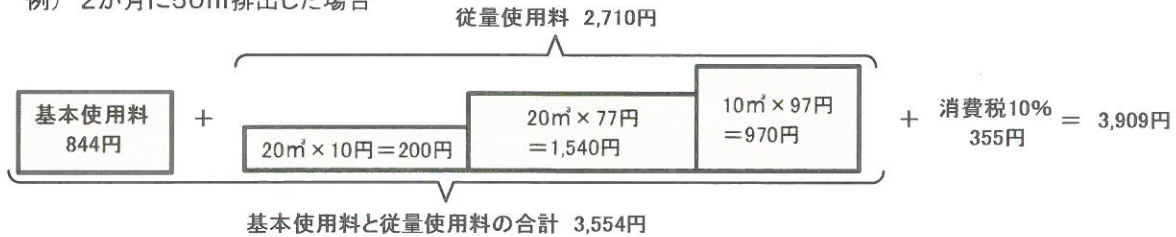
例) メーターの口径が20ミリで、2か月に50m³使用した場合
従量料金 5,130円



下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計に、消費税(地方消費税含む)を加えた額(1円未満は切り捨て)です。基本使用料は下水道を使用すると固定でかかるもので、従量使用料は排出した水量※に応じてかかるものです。

例) 2か月に50m³排出した場合

※水道を使っている場合、水道の使用水量を、下水道に排出した水量とみなします。



【水道料金】 基本料金及び従量料金 (豊中市水道事業給水条例第28条に定められた額です)

用途	基本料金		従量料金(水量1m ³ につき)		
	メーターの口径	1か月	1か月	2か月	単価
一般用	13/20/25 ミリ	760円	1 ~ 10 m ³	1 ~ 20 m ³	20円
	30 ミリ	920円	11 ~ 20 m ³	21 ~ 40 m ³	131円
	40 ミリ	1,160円	21 ~ 30 m ³	41 ~ 60 m ³	211円
	50 ミリ	1,700円	31 ~ 50 m ³	61 ~ 100 m ³	268円
	75 ミリ	3,860円	51 ~ 100 m ³	101 ~ 200 m ³	338円
	100 ミリ	6,020円	101 ~ 500 m ³	201 ~ 1,000 m ³	377円
	150 ミリ	17,910円	501 m ³ 以上	1,001 m ³ 以上	421円
	200 ミリ	40,180円	1 ~ 300 m ³		60円
湯屋用	「一般用」の口径別基本料金に準じる	301 ~ 2,000 m ³		89円	
		2,001 m ³ 以上		113円	
臨時用		1 m ³ につき		565円	

【下水道使用料】 基本使用料及び従量使用料(豊中市下水道条例第15条に定められた額です)

種別	基本使用料		従量使用料(水量1m ³ につき)		
	1か月	2か月	1か月	2か月	単価
一般汚水	422円	844円	1 ~ 10 m ³	1 ~ 20 m ³	10円
一般汚水			11 ~ 20 m ³	21 ~ 40 m ³	77円
			21 ~ 50 m ³	41 ~ 100 m ³	97円
			51 ~ 100 m ³	101 ~ 200 m ³	116円
			101 ~ 500 m ³	201 ~ 1,000 m ³	143円
			501 ~ 1,000 m ³	1,001 ~ 2,000 m ³	183円
			1,001 m ³ 以上	2,001 m ³ 以上	225円
公衆浴場汚水			1 m ³ につき		19円
臨時汚水			1 m ³ につき		225円

- メーターの口径の確認方法は、裏面をご覧ください。
- 裏面に、水道料金及び下水道使用料の早見表(一部)を載せています。
- 使用の開始時又は中止時や、共同住宅の一部では、上記の計算方法は異なります。
- 水道と下水道を両方使っている場合は、水道料金及び下水道使用料をあわせてお支払いいただきます。
- 水道料金及び下水道使用料のお支払いは、安心! 便利! 確実な口座振替をご利用ください。
- 口座振替等の申込みの方法は、上下水道局のホームページや電話(下記)でご確認をお願いします。

口座振替の申込みの方法
スマートフォン用はこちら



お問い合わせ先 : 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 窓口課
☎06-6858-2931 午前8時45分から午後5時15分まで(12/29~1/3を除く)